

変 更 届

一般社団法人 多治見法人会 宛

年 月 日

変更事項(○で囲む)

1	2	3	4
住所又は所在地	法人名	代表者	決算期
5	6	7	8
資本金	事業種目	組織	その他(電話番号等)

ご提出いただいた個人情報、研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など
本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

旧	変更前の内容		※変更内容にかかわらず、既にお届出の内容でご記入ください。						
	住所又は所在地	〒	—	TEL	—	—	FAX	—	—
	フリガナ								
	法人名								
	代表者名								
資本金	万円	事業種目			決算期	月期			

新	変更後の内容		※変更項目をご記入ください。						
	住所又は所在地	〒	—	TEL	—	—	FAX	—	—
	フリガナ								
	法人名								
	代表者名								
資本金	万円	事業種目			決算期	月期			

(一社)多治見法人会 多治見市新町1丁目18番地 多治見市産業文化センター4階

電話 0572-23-5538 FAX 0572-25-0866

なお、会費振替口座の変更は、預金口座振替依頼書をご利用下さい。

預金口座振替依頼書 (東濃信用金庫専用)

令和 年 月 日

東濃信用金庫 御中

* 下記太枠内をご記入下さい (口座名義は略さず、通帳のとおり正確にお願いします)

* 金融機関にお届けの名義を記入。法人の場合は、株式会社等の会社名、肩書き、代表者名をご記入下さい。		
預金者 (口座名義人)	(フリガナ)	金融機関届出印 <div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>
	おなまえ	
金融機関 店名	東濃信用金庫	店
	* 東濃信用金庫以外は別の預金口座振替依頼書になりますので、事務局までお申し出下さい。	
預金口座 (該当に○印)	普通預金 ・ 当座預金	口座番号
私(当社)が一般社団法人多治見法人会に納入する法人会会費について、当社名義の預金から次のとおり口座振替により納入したいので、下記事項を確約の上依頼致します。		

振替金額	一般社団法人多治見法人会が発行する振替請求書記載の金額
振替日	一般社団法人多治見法人会が発行する振替請求書記載の日
確約事項	1.預金の支払い手続きについては、当座勘定約定または預金規程に関わらず、当座小切手の振りだし、または預金通帳及び預金払戻請求書の提出など致しませんから、貴行所定の方法で処理されること。 2.指定預金残高が振替日において請求書の金額に満たない時は、私(当社)に通知することなく請求書を返却されても異議はないこと。 3.この預金口座振替契約は貴行が必要と認めた場合には、私(当社)に通知されることなく解除されても異議はないこと。 4.この預金口座振替契約を解除する場合は、私(当社)より指定金融機関ならびに一般社団法人多治見法人会へ文書により連絡すること。 5.この取り扱いについて、かりに紛議が生じても、貴行に迷惑をかけないこと。

支部名	会員番号	受付日	検印	印鑑照合	受付印	法人会使用欄

十六電算デジタルサービス経由
→金融機関提出
〔貯金事務センター用〕

預金口座振替依頼書(単票)

〔自動払込利用申込書(収加)〕

この用紙はご記入後、
委託者にお渡しください。

西暦 年 月 日

収納代行会社 (払込先加入者名)	十六電算デジタルサービス株式会社	(ゆうちょ銀行用) 払込先口座番号	お客さまが払込む 口座ではありません 00830-1-103238
委託者	一般社団法人多治見法人会	委託者番号	5 6 2 3 4
		料金等の種類	年会費

* 太枠内にご記入下さい。

預金者 (口座名義人)	(フリガナ)	金融機関届出印
	(金融機関にお届けの名義を記入。法人の場合、株式会社等の組織名会社名、肩書き、代表者名を記入ください。)	
おなまえ		

指定口座	ゆうちょ銀行以外	金融機関コード	金融機関名	店番号	店名	預金種目	口座番号(右つめでご記入下さい)
		銀行 金庫 組合					普通1 当座2

↑ いずれかの種目を○で囲んでください。

ゆうちょ銀行	金融機関コード	種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄に記入ください)	番号(末尾の「1」が右端になるようにご記入ください)
9900	16630			※	

私は上記の料金等を預金口座振替(自動払込)の方法により、上記収納代行会社を通じて支払うこととしましたので、下記条項を承認のうえ上記口座からの振替(払込)を依頼します。なお、本取扱いの開始は、上記収納代行会社の事務手続き完了次第とします。

一預金口座振替規定一(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます) ※ゆうちょ銀行を除く

- 上記収納代行会社より貴行(金庫・組合)に上記料金等についての支払請求が送付されたときは、私に通知することなく、請求された金額を同社の指定する日(当日が休日の場合は翌営業日)に指定の預金口座から引落しのうえ、お支払い下さい。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。
- 振替日において請求金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく支払請求を返却しても差支えありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行(金庫・組合)に書面により届出ます。なおこの届出がないまま長期間にわたり同社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り貴行(金庫・組合)はこの契約を終了したものと取扱って差支えありません。
- この預金口座振替についてかたに紛議が生じても、貴行(金庫・組合)の責によるものを除き、貴行(金庫・組合)にはご迷惑をかけません。

私が委託者殿へ支払う料金等は振替指定日に上記収納代行会社を通じて指定の預金口座から支払います。
よって委託者殿は支払請求を上記収納代行会社へ、また同社は上記指定金融機関宛送付してください。

(上記、預金者名と異なる場合にご記入下さい)

委託者への 申込者 (ご契約者名 を記入)	ご住所	〒 - 電話() -
	(フリガナ)	
おなまえ		
契約者番号	振替(払込)開始	振替日(払込日)
	口座確認終了後、事務手続き完了次第	日(休日の場合は翌営業日)

<個人情報に関する情報収集者からの明示事項および情報主体者の同意>

私(預金者かつ情報主体者)は、本書記載の個人情報について委託者と十六電算デジタルサービス株式会社(以下、両者を併せて情報収集者)から次のような利用目的と、取扱い範囲および関連事項を明示されたことにつき個人情報以下の目的に利用され、その目的の達成に必要な範囲で取り扱われることに同意します。
①口座振替による記載収納金の回収および必要に応じて行う収納金請求書類またはデータ・振替不能通知書の作成・発行等の目的に利用し、これら目的の達成に必要な範囲内で事務(電算処理を含む)の取扱いをします。②必要なご記入事項が不備の場合は、口座振替(自動払込)ができませんのでご了承ください。
③委託者は、毎回のお支払金額と引き落とし口座情報(以下、請求データ)の口座振替請求事務を十六電算デジタルサービス株式会社(以下、JDDS)に委託します。
④JDDSは、請求データの口座振替事務をご指定の金融機関に再委託します。あるいは自社取扱い外の請求データの口座振替事務を、三菱UFJファクター株式会社に再委託します。三菱UFJファクター株式会社は請求データの口座振替事務をご指定の金融機関に再々委託します。⑤預金者は、ご自身の個人情報の開示を情報収集者に要求できます。また、その情報に誤りがある場合は、訂正または削除を要求できます。⑥預金者さまから情報収集者への連絡先は、上記に記載されています。

2022.05

金融機関使用欄

(金融機関様へのお願い)

- お客さまが窓口などに持参された場合は、上記収納代行会社経由で口座確認するようお客さまにその場で返却願います。
- 返却されない場合は、口座確認印を押印後の本紙のコピーを上記収納代行会社に送付願います。
- [不備返却先] 記載内容が不備の場合、該当番号に○印をつけて、右収納代行会社へ至急ご返送ください。

1 預金取引なし	2 記載事項等相違(店名, 預金種目, 口座番号, 口座名義)	
3 印鑑相違	4 印鑑不鮮明	5 該当口座なし
6 その他()		

印鑑照合
受付印

不備返却先	〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町7丁目12番地 十六ビル4階 十六電算デジタルサービス株式会社 TEL 058-262-1338
	〒101-8637 (ゆうちょ銀行を除く) 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地 ワテラストワー 三菱UFJファクター株式会社(ワイドネット) TEL 03-3251-8091